

## 各務原市監査委員告示第4号

令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年4月17日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 五十川 玲 子

5 各商第 4 5 3 号 - 2

令和 6 年 3 月 2 9 日

各務原市監査委員 五島 浩利 様  
各務原市監査委員 榎谷 清美 様  
各務原市監査委員 五十川 玲子 様

各務原市長 浅野 健司

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告における措置事項について

令和 6 年 3 月 2 8 日付 5 各監委第 4 3 号にて報告のありました表記の件について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり報告します。

## ◎各務原市雇用・人材育成推進協議会事業

### 【指摘事項】

#### (1) 事務処理規程、会計規程等の整備について

現在、団体の支出、収入等の手続が事務局長専決で行われているが、事務の決裁者の専決区分等を定めた事務処理規程、会計規程等は制定されておらず、権限の定めがないまま、それぞれの事務処理が行われている。団体の事務は、市の規則等の直接的な適用はないため、適正な事務の執行の観点からも、早急に事務処理規程、会計規程等を整備されたい。

### 【措置内容】

事務処理規定及び会計規程等の内容を網羅した「各務原市雇用・人材育成推進協議会事務局規程」を制定しました。

### 【指摘事項】

#### (2) 補助金交付要綱について

市が保有している情報を積極的に公開し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民との協働によるまちづくりを推進するため、各部署の要綱が市のウェブサイトに掲載されている。しかしながら、この補助金の支給の根拠規程である「各務原市商工業振興事業補助金交付要綱」は掲載されていない。公金の支出に係る補助金に関する要綱であるため、市民へ広く知らせるためにも市のウェブサイトにおいて公開すべきであると考えます。

また、補助対象経費が「労働力の確保、福祉向上等のための活動事業等に要する経費」とされているが、どの経費が補助対象経費であるのか、補助対象外経費となるのか曖昧な規定となっているので、説明責任の観点から見直しを検討されたい。

### 【措置内容】

「各務原市商工業振興事業補助金交付要綱」を廃止するとともに、補助対象経費を明確にした「各務原市雇用・人材育成推進協議会補助金交付要綱」を制定しました。

なお、「各務原市雇用・人材育成推進協議会補助金交付要綱」は、令和6年度から市ウェブサイトに掲載されるよう手続きを完了しています。